

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	25	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る）の用途</p> <p>② ガスタービン発電装置の動力源の用途</p> <p>に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を免除とする措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項5号</p> <p>地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>		
減収見込額	[初年度]	－（▲4,884）	[平年度]
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給（Economic Efficiency）を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>本措置による免税額分は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されており、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化のため、本措置を存続する必要がある。</p> <p>また、原発の停止により、火力発電による電力供給割合が高まっていること等から、火力発電所の起動・停止による需給調整はさらに重要性が増している。軽油は火力発電所の起動時に多く消費されるため、本措置がなければ、火力発電所の需給調整機能が阻害されることにもなりかねない。</p> <p>さらに、仮に本措置がなくなると、軽油による発電単価が大幅に上昇するため、電気事業者が軽油を燃料とする発電設備を持つインセンティブが失われ、ひいては、需給逼迫時の供給力不足が懸念される事態にもつながりかねない。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		
	ページ	25—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス																															
	政策の達成目標	安定的かつ効率的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。また、火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。																															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間																															
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様																															
有効性	政策目標の達成状況	<p>下記に示すとおり、汽力発電は重要な電源として活用しており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料（重油）と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。</p> <p><参考：総発電電力量に占める電源（汽力・原子力・水力）別発電電力量割合> (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28(H29.1時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汽力</td> <td>79.1</td> <td>89.5</td> <td>90.2</td> <td>90.8</td> <td>88.6</td> <td>89.9</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>11.9</td> <td>1.9</td> <td>1.1</td> <td>0</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水力</td> <td>8.7</td> <td>8.2</td> <td>8.3</td> <td>8.9</td> <td>9.8</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：電力調査統計</p>		H23	H24	H25	H26	H27	H28(H29.1時点)	汽力	79.1	89.5	90.2	90.8	88.6	89.9	原子力	11.9	1.9	1.1	0	1.2	1.5	水力	8.7	8.2	8.3	8.9	9.8	7.1			
		H23	H24	H25	H26	H27	H28(H29.1時点)																										
汽力	79.1	89.5	90.2	90.8	88.6	89.9																											
原子力	11.9	1.9	1.1	0	1.2	1.5																											
水力	8.7	8.2	8.3	8.9	9.8	7.1																											
要望の措置の適用見込み	<p>適用件数：56社（汽力発電装置：50件、ガスタービン発電装置6件） （平成27年度実績値、出典：総務省による道府県税の課税状況等に関する調査 H29.4.19） 適用対象者：発電事業者等（旧一般電気事業者、旧卸電気事業者等）</p> <p><適用量について></p> <p>○汽力発電装置の用途 (単位：kℓ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>162,983</td> <td>187,706</td> <td>136,638</td> <td>120,231</td> <td>131,571</td> <td>149,971</td> <td>147,164</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位：kℓ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>247,119</td> <td>44,457</td> <td>74,797</td> <td>5,498</td> <td>9,638</td> <td>5,998</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧一般電気事業者等より聞き取り（注：平成26年度及び平成27年度については旧一般電気事業者10社。それ以外の年度については電源開発を含む。） ※数値については、H24～H28年度は実績値であり、H29、H30年度は推計値（H29年5月時点）を記載。</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	使用量	162,983	187,706	136,638	120,231	131,571	149,971	147,164		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	使用量	247,119	44,457	74,797	5,498	9,638	5,998	5,000
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																										
使用量	162,983	187,706	136,638	120,231	131,571	149,971	147,164																										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																										
使用量	247,119	44,457	74,797	5,498	9,638	5,998	5,000																										
ページ	25—2																																

	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。</p> <p>また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約20%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料再処理準備金 (国税・法人税) ・ 原子力発電施設解体準備金 (国税・法人税) ・ 変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例 (地方税・固定資産税) ・ 電気供給業の課税標準の算定にあたって託送料金を控除する特例措置 (地方税・法人事業税)
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置については、元来、発電用途は、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成 21 年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。</p> <p>しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への負荷等を踏まえると燃料の代替が難しく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。</p> <p>また、ガスタービン発電装置については、比較的短期間での設置が可能なことなどから、東日本大震災等に伴う供給力不足対策として重要な役割を担っており、緊急時の代替電源としての有用性は引き続き認められる。</p>
ページ	25—3	

税負担軽減措置等の適用実績	<p>旧一般電気事業者等（注：平成26年度及び平成27年度については旧一般電気事業者10社。それ以外の年度については電源開発を含む）の適用実績は以下の通り。</p> <p>平成24年度 13,164百万円 平成25年度 7,452百万円 平成26年度 6,787百万円 平成27年度 4,038百万円 平成28年度 4,532百万円</p>
---------------	--

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>適用総額の種類：税額</p> <p>適用実績</p> <p>平成25年度 89,390,764千円の内数 平成26年度 88,179,503千円の内数 平成27年度 89,026,301千円の内数</p>
--	---

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p><総発電電力量に占める火力発電電力量割合（%）及び負担軽減額（銭/kWh）></p> <p>平成24年度 89.5%、1.5銭/kWh 平成25年度 90.2%、0.8銭/kWh 平成26年度 90.8%、0.8銭/kWh 平成27年度 88.6%、0.5銭/kWh</p> <p>火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。CO2の排出を極力抑制しつつ、適切に火力発電を行っていくことが重要であり、そのために軽油は無くしてはならない燃料である。</p> <p>また、需要家の料金負担の抑制に寄与している。</p> <p style="text-align: center;"><参考：同使用量による燃料種別CO2排出量の比較></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油使用量 (kl)</td> <td>410,102</td> <td>232,163</td> <td>211,435</td> <td>125,819</td> <td>141,209</td> <td>155,969</td> <td>86,164</td> </tr> <tr> <td colspan="8">CO2排出量</td> </tr> <tr> <td>① 軽油 (tCO2)</td> <td>1,058,064</td> <td>598,982</td> <td>545,502</td> <td>324,614</td> <td>364,320</td> <td>402,400</td> <td>248,103</td> </tr> <tr> <td>② 重油 (tCO2)</td> <td>1,111,378</td> <td>629,163</td> <td>572,989</td> <td>340,970</td> <td>382,677</td> <td>422,676</td> <td>260,604</td> </tr> <tr> <td>増加排出量 (②-①)</td> <td>53,313</td> <td>30,181</td> <td>27,487</td> <td>16,357</td> <td>18,357</td> <td>20,276</td> <td>12,501</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃料使用量に温対法に基づく排出係数を乗じて算出。(軽油:2.58(tCO2/kl)、A重油:2.71(tCO2/kl)) ※数値については、H24～H28年度は実績値であり、H29年度以降は推計値を記載。 ※旧一般電気事業者10社より聞き取り。</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	軽油使用量 (kl)	410,102	232,163	211,435	125,819	141,209	155,969	86,164	CO2排出量								① 軽油 (tCO2)	1,058,064	598,982	545,502	324,614	364,320	402,400	248,103	② 重油 (tCO2)	1,111,378	629,163	572,989	340,970	382,677	422,676	260,604	増加排出量 (②-①)	53,313	30,181	27,487	16,357	18,357	20,276	12,501
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																										
軽油使用量 (kl)	410,102	232,163	211,435	125,819	141,209	155,969	86,164																																										
CO2排出量																																																	
① 軽油 (tCO2)	1,058,064	598,982	545,502	324,614	364,320	402,400	248,103																																										
② 重油 (tCO2)	1,111,378	629,163	572,989	340,970	382,677	422,676	260,604																																										
増加排出量 (②-①)	53,313	30,181	27,487	16,357	18,357	20,276	12,501																																										

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>安定的かつ効率的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 また、火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。高効率化技術等による低炭素化を徹底的に進め、CO2 の排出を極力抑制しつつ、適切な活用を図る。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>概ね達成している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 32 年度 創設 平成 21 年度 3年間の期限の設定 平成 24 年度 3年間の期限の設定 平成 27 年度 3年間の期限の設定</p>